

小郡市地区計画決定図書作成業務委託

仕 様 書

福岡県小郡市
都市建設部都市計画課

小郡市地区計画決定図書作成業務委託仕様書

第1章 総 則

第1条(適用範囲)

本仕様書は、小郡市(以下「甲」という。)が行う「小郡市地区計画決定図書作成業務委託」(以下「本業務」という。)に適用し、受託者(以下「乙」という。)が遵守、執行しなければならない事項を定めたものである。

第2条(業務の目的)

本市においては、九州縦貫自動車道、長崎自動車道、大分自動車道の鳥栖ジャンクション、鳥栖インター、令和5年度供用開始予定の味坂スマートインターチェンジ(仮称)、大分自動車道の筑後小郡インターチェンジが位置し、産業系土地利用に適しているため、物流事業者の進出が顕著である。このことから、本市の上位計画の位置付けを踏まえ、インターチェンジ、ジャンクションを生かした工業流通機能の集積を図るとともに、周辺の住環境の保全及び営農環境に配慮しながら、地域の発展に寄与する計画的な土地利用を図りながら、土地利用方針の検討をすすめるため、専門的な視点からの技術的助言・支援を得ることを目的とする。併せて、都市計画の原案資料の作成を行うものとする。

第3条(準拠すべき諸法令等)

本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、次に挙げる諸法令に準拠して実施するものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
- (3) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- (5) 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)
- (6) 都市再生特別措置法(平成14年4月5日法律第22号)
- (7) 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- (8) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)
- (9) 小郡市総合計画
- (10) 小郡市都市計画マスタープラン
- (11) その他関係法令・通達等

第4条(乙の義務)

「乙」は、業務の履行にあたり、内容・目的を十分に理解したうえでこれを行うものとする。また、本仕様書には、本業務に必要な諸元及び資料のうち、主要な事項のみを示したものであり、これに記載していない事項であっても、必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

第5条(機密の厳守)

「乙」は、本業務に関係する全ての事項について、「甲」の許可無く他に漏らしたり転用してはならない。

第6条(技術者配置要件)

本業務を行う管理技術者及び照査技術者は技術士(建設部門:都市及び地方計画)の資格を保有し、技術士法による登録を行っている者、または、RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を保有し、登録証の交付を受けている者とする。

第7条(資料の貸与)

「乙」が本業務に必要とする資料は、「甲」が別途貸与するものとする。ただし、「乙」は貸与された資料を破損・紛失しないように注意し、業務完了後は速やかに返却するものとする。尚、万一、事故のあった場合には、「乙」の責任において現状に復さねばならない。

第8条(安全管理)

「乙」が現地調査を行う際は、現場作業担当者の安全確保はもとより、第三者への事故防止対策を徹底するため、安全管理計画を立案し、緊急時連絡体制表を「甲」へ事前に提出し了承を得るものとする。また、諸管轄への申請が必要な場合は原則「乙」にて申請を行うものとする。

第9条(損害賠償)

「乙」は、本業務実施中に第三者より受けた、または与えた損害については、「乙」の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて「乙」が負担するものとする。また、その際には、発生原因、応急処理、経過、被害等を速やかに「甲」に報告するものとする。

第10条(変更契約)

「乙」は、業務を遂行するにあたり、契約内容に変更が生じた場合は、「甲」「乙」協議のうえ契約変更の対象とする。

第11条(疑義)

「乙」は、業務の実施にあたり不明な点又は疑義が生じた場合は、速やかに「甲」の指示を受けなければならない。なお、疑義に対する協議には日数を要する場合もあるので、打合せを早急に実施し、業務の遂行に支障がないように配慮するものとする。

第2章 業務内容

第12条(業務概要)

- (1) 業務件名: 小郡市地区計画決定図書作成業務委託
- (2) 業務場所: 西島地区、大原北地区(別紙参照)
- (3) 業務期間: 契約締結日の翌日から令和4年3月25日まで

第13条(業務計画立案)

「乙」は本業務が円滑かつ的確に行えるよう、業務の目的・内容を十分に理解し、実施方針、作業工程、履行体制等を記した業務計画書を作成するものとする。

第14条(地区現況の整理)

- (1) 地区の位置づけ
- (2) 人口・世帯
- (3) 道路・交通
- (4) 土地・建物
- (5) 公園・緑
- (6) 公共公益施設
- (7) 権利者

第15条(地区課題の整理)

- (1) 将来都市像と土地利用の課題
- (2) 土地利用方針の検討
- (3) フレームの位置づけと整理

第16条(地区計画(案)の作成)

- (1) 上位計画(市都市計画マスタープラン等)との整合性の検証
- (2) 地区計画(構想)の作成
- (3) 関係機関(福岡県等)との協議資料の作成

第17条(打合せ協議)

打合せ回数は業務着手前、中間報告時、成果品納入時を含め3回程度とする。また、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。また、必要と思われる場合は適宜行うものとする。

第3章 成果品

第18条(成果品)

「乙」は、本業務における成果品として、以下に示す図書等を納入するものとする。

(1) 業務報告書 2部

第14条から第16条に規定する検討結果について明記したもの

(2) 電子データ 1部

上記業務報告書の電子データを格納した CD または DVD

なお、格納するデータの形式は以下のとおりとする。

1) 図面に関するデータ(PDF 形式、JPEG 形式、AI 形式)

2) その他のデータ(Word 形式又は Excel 形式)

第19条(成果品の取扱い)

本業務によって得られる成果は、全て「甲」に帰属するものとし、「乙」は、「甲」の承認なく成果品又は成果品に含まれる情報を他に公表、提供、若しくは貸与してはならない。

第20条(検査)

「乙」は、期限内に成果品を提出し、「甲」の検査を受けるものとする。また、成果品納入後であっても、明らかに「乙」の責任に帰する内容等の不備が発見された場合は、「乙」の責任でこれを手直しするものとする。

第21条(納品場所)

成果品は、下記の場所に納品するものとする。

小郡市役所 都市建設部都市計画課(〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 1)